

日英 EPA の EPA 税率を適用してチーズを輸入される方へ（お知らせ）

日英 EPA の附属書 2-A 第 3 編第 D 節（日本国の表）に記載される「クリームチーズ」及び「ソフトチーズ」の規定は、具体的には下記 1. のとおりとなります。また、輸入申告の際の取り扱いは下記 2. のとおりとなりますので、輸入申告の際の参考としてください。

記

1. 「クリームチーズ」及び「ソフトチーズ」の規定について

(1) 第 0406.10 号のうち、クリームチーズについては以下のとおり規定されています。

「クリームチーズ（コーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 275-1973）に記載されているもの。軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分における乳脂肪、無脂肪状態における水分及び全重量における乾燥固形分が、それぞれ同規格に記載されている最小含有率を超えるものに限る。）」

具体的には、0406.10-090 に分類されるフレッシュチーズのうち、以下の要件をすべて満たすものとなります。

- ・展延性がある（塗ってなめらかに延ばすことができる）こと
- ・リンドレスである（外皮がない）こと
- ・乾燥固形分における乳脂肪が 25%を超えること
- ・無脂肪状態における水分が 67%を超えること
- ・全重量における乾燥固形分が 22%を超えること

(2) 第 0406.90 号のうち、ソフトチーズについては以下のとおり規定されています。

「ソフトチーズ（コーデックスのチーズの一般規格（CODEX STANDARD 283-1978）の 7.1.1 において定義される軟質に指定される無脂肪状態における水分を超えるものに限る。）」

具体的には、0406.90-090 に分類されるその他のチーズのうち、無脂肪状態における水分が 67%を超えるものとなります。したがって、0406.90-090 に分類されるもののうち「その他のもの」とは、無脂肪状態における水分が 67%以下のものとなります。

(参考1) 日英 EPA におけるチーズの譲許内容の概要

品目コード	品名	譲許内容の概要	
0406. 10-090	フレッシュチーズ	クリームチーズ（乳脂肪が全重量の45%未満）	段階的に14年目に撤廃
		クリームチーズ（乳脂肪が全重量の45%以上）	日英特恵輸入証明書が提出されるものについて段階的に14年目に撤廃
		その他のもの	日英特恵輸入証明書が提出されるものについて段階的に14年目に撤廃
0406. 90-090	その他のチーズ	ソフトチーズ	日英特恵輸入証明書が提出されるものについて段階的に14年目に撤廃
		その他のもの	段階的に14年目に撤廃

(参考2) 各数値の計算方法

$$\begin{aligned} \text{・乾燥固形分における乳脂肪（％）} &= \frac{\text{チーズ中の脂肪}}{\text{チーズの全重量} - \text{チーズ中の水分}} \times 100 \\ \text{・無脂肪状態における水分（％）} &= \frac{\text{チーズ中の水分}}{\text{チーズの全重量} - \text{チーズ中の脂肪}} \times 100 \\ \text{・全重量における乾燥固形分（％）} &= \frac{\text{チーズの全重量} - \text{チーズ中の水分}}{\text{チーズの全重量}} \times 100 \end{aligned}$$

2. 輸入申告について

0406. 10-090 のうち「クリームチーズ」又は 0406. 90-090 のうち「その他のもの」として、日英 EPA の EPA 税率を適用して輸入申告を行う場合には、輸入貨物が上記の数値基準を満たすことを示す資料をインボイス等の通関関係書類と共に提出して下さい。また、性状に関する要件を満たすか否かは輸入時の状態により判断されますので、輸入貨物が要件を満たすことを確認したうえで、適切に輸入申告を行ってください。

なお、EPA 税率の適用要件を満たすことを確認するため、輸入貨物の製造工程や成分分析結果等の提示を求める場合があります。

(以上)